

全国高等学校教頭・副校長会会則

施行 昭和 38 年 1 月 28 日

改正 昭和 46 年 8 月 1 日一部会則、昭和 47 年 8 月 1 日会費 1,000 円、昭和 48 年 8 月 1 日一部会則及び会費 2,000 円、昭和 50 年 8 月 1 日会費 2,500 円、昭和 53 年 8 月 4 日一部会則及び会費 3,000 円、昭和 56 年 7 月 30 日会費 3,500 円、平成 5 年 7 月 27 日平成 6 年度から会費 4,000 円、平成 14 年 7 月 25 日第 2・19 条及び会費 4,500 円、平成 16 年 7 月 29 日第 4 条、平成 19 年 7 月 26 日教頭・副校長会と一部改正、平成 20 年 7 月 31 日一部会則・字句・体裁、平成 24 年 7 月 26 日第 19 条暫定会費 4,000 円、平成 28 年 8 月 4 日第 19 条第 2 項暫定会費の項目削除

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 会員（第 5 条）

第 3 章 役員及び顧問（第 6 条―第 13 条）

第 4 章 総会及び役員会（第 14 条―第 17 条）

第 5 章 会計（第 18 条―第 20 条）

附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、全国高等学校教頭・副校長会と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、会員相互の研究と経験の交流を行い、高等学校教育の進展に資することを目的とする。

第 3 条 本会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1 学校運営のための調査、研究
- 2 学校教育成果の交換
- 3 会報及び研究集録等の発行
- 4 教頭・副校長の身分向上及び待遇改善
- 5 その他本会の目的達成に必要と認める事項

（所在地）

第 4 条 本会の所在地は、東京都文京区湯島 1 丁目 5 番地 28 号ナーベルお茶の水 2 階におく。

第 2 章 会員

（会員）

第 5 条 本会は、全国の高等学校の教頭・副校長及びこれに相当するものを会員とする。

第 3 章 役員及び顧問

（役員）

第 6 条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 4 名

- 3 常任理事 若干名
- 4 理事 若干名
- 5 会計 1名
- 6 会計監査 2名

(会長、副会長及び会計監査の選出)

第7条 会長、副会長及び会計監査は、総会で会員の中から選出する。

(理事及び常任理事の選出)

第8条 理事は、各都道府県ごとに1名以上を、常任理事は、地区ごとに理事の中から選出する。

(会計)

第9条 会計は、会員の中から会長が委嘱する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、1か年とする。ただし、再任されることを妨げない。

(補欠役員の任期)

第11条 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第12条 役員の任務は、次による。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、会の運営について審議するとともに、地区教頭・副校長会との連絡調整に当たる。
- 4 理事は、会の運営について審議するとともに、都道府県市教頭・副校長会との連絡調整に当たる。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の協議により選任し、会長が委嘱する。

第4章 総会及び役員会

(総会の決議事項及び招集)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- 1 役員の選出と承認
- 2 予算の決議及び予算の承認
- 3 事業計画の決定及び事業報告の承認
- 4 その他の重要事項

総会は、原則として毎年1回、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成し、総会に付議すべき案件その他重要事項を審議する。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び会計をもって構成し、会の運営を審議する。

(緊急の場合の理事会又は常任理事会決議による総会決議代行)

第17条 緊急を要するときは、理事会又は常任理事会の決議をもって総会の決議に代えることができる。ただし、次の総会において、その内容を報告しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第18条 本会の経費には、会員の負担する会費その他を充てる。

(年会費)

第19条 会費は、一人年額4,500円とし、毎年9月末日までに各都道府県において取りまとめ、納入するものとする。

(会計年度)

第20条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

(細則の制定)

1 本会の運営に必要な詳細については、理事会又は常任理事会に諮って細則を設けることができる。

(施行期日)

2 この規約は、昭和38年1月28日から施行する。